

区のお知らせ

足立区
足立区千住一丁目4番18号
☎(882) 1111
編集・発行/足立区役所
第二庁舎 (889) 6161

基本計画策定にあたって

区民のみなさんと
一体となつてのまちづくり



足立区長職務代理者
助役 古性 直

足立区では、21世紀をめざした足立区のまちづくりの憲法といわれる基本構想が指し示す「区と区民が一体となつての望ましい足立区の建設」を実現するため、足立区基本計画を策定しました。

区民の皆様には、この計画策定に際し、貴重なご意見、ご要望をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

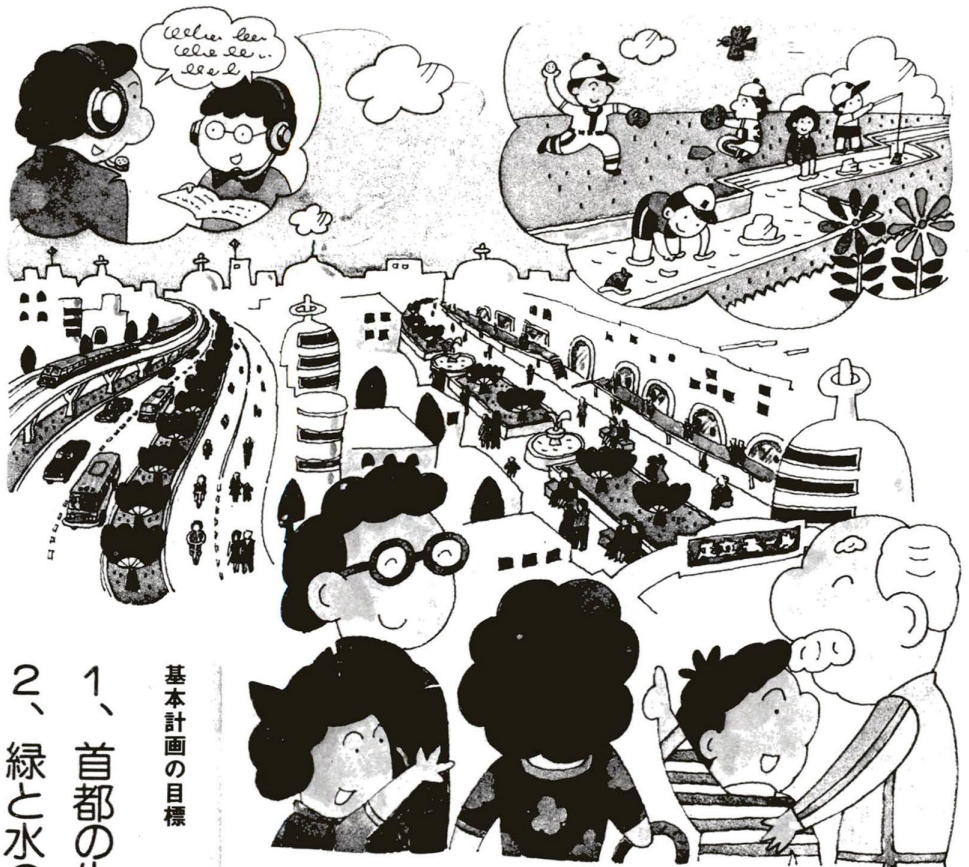
この基本計画は、これからの10年間に、区は何をどれだけなすべきか、区民の皆様にご協力をいただくのは何か、国や都に何を要望していくのかなどについて、具体的な目標を示すものです。

この基本計画の実現には、財政上の制約など多くの困難が予想されますが、その障害をひとつひとつのりこえ、着実に前進していきたいと考えています。

故長谷川久勇前区長は、「調和のとれた住みよい足立」の実現に情熱を傾注されておりました。区は、前区長の遺志を継承し、計画実現に努力してまいりたいと存じます。

区民の皆様をはじめ、関係機関におかれましても計画の内容を十分にご理解のうえ、積極的な参加、ご協力をお願いいたします。

調和のとれた心豊かな住みよい 足立をめざして 基本計画まとまる



基本計画の目標

- 1、首都の生活をささえる自立するまち
- 2、緑と水の豊かな潤いのあるまち
- 3、連帯して築く心のふれあいの豊かなまち
- 4、健康と安全が保障され安心して住めるまち
- 5、交通施設のととのつた便利なまち
- 6、歴史や風土を愛し豊かな教育が保障され文化の創造できるまち

区は、足立区の望ましい姿を描いた「足立区基本構想」を受けて、これを具体的に実現するため、基本計画の策定作業を進めておりました。この程、計画がまとまりましたので、そのあらましをお知らせいたします。

これは、先に基本計画原案を区のお知らせでお示しし、区民の皆様ならびに区議会等から、貴重なご意見、ご要望をいただき最終的に区の計画としたものです。これからの区の施策は、この計画にもとづいて実施してまいりますので、区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

足立区基本計画は、
第一章 計画の基本的考え方
第二章 計画の前提
第三章 課題別計画
第四章 土地利用計画
第五章 計画実現のための条件整備

各章から構成されております。この計画では、区が実施主体となる計画事業とともに、区の権限以外の国、都等の施策についても、区民福祉向上の立場から、その実現を要請すべきことを明らかにしました。

○ 計画の期間 ○

昭和五十五年度から昭和六十四年度までの十か年間で、その実効性を担保するため、計画事業については前期(五十五、五十九年度・後期(六十、六十四年度)に分けて実施時期を明らかにしました。

○ 計画の前提 ○

○ 人口推計
計画目標の昭和六十四年度末にはおおむね、六十七万三千人と推計しております。

○ 財政計画
区財政については、計画期間内(十か年間)の財政規模総額をおおむね一兆三千億円(前期五千億円・後期八千億円)程度になるものとしております。

○ コミュニティの形成
基本計画は、区民参加による真の自治を確立するため、基調をコミュニティの形成におき、各種の施策を体系化し、その推進を図っていくこととしております。なお、コミュニティとは、「人間性の回復をめざし、心のふれあいのあるまちを実現するために、現代社会で失われつつある住民相互の連帯を深め、住民自身が自主性と主体性をもち、責任を自覚し、まちづくりのために行動できる地域社会」と考えております。

○ 地域構成
住民の安全・健康・快適・利便を考えたまちづくりを計画的に進めるため、「基礎住区」、「住区」、「ブロック」を設定しました。(八面掲載)

○ 公共施設の整備基準
コミュニティ活動の発展と、区民生活の充実のため地域に整備される公共施設は、それぞれ

1 首都の生活をささえる自立するまち

- (1) 区の自治権拡充
 - 基礎的自治体優先の事務配分と権限委譲の促進
 - まちづくり権限の強化(都市計画権限の拡充)
 - 国、都との税源の再配分
 - 超過徴収の解消等、国、都の補助制度の改善
 - 地方交付金削減の改善
 - 国、都との協定による財政自立の確保
 - 国、都との協定による財政自立の確保
 - 国、都との協定による財政自立の確保
- (2) 区民自治の推進
 - 区民参加の機会と情報の提供
 - 地域社会(コミュニティ)形成の推進
- (3) 関係自治体の連携
 - 関係自治体の連携
 - 協働の強化
 - 都市部との連携推進
- (4) 形勢とある元中商業市街地
 - 商店街の環境整備
 - 商業の活性化、近代化
 - 区内消費の促進
- (5) 都市部型工業の育成と転換
 - 企業環境の整備
 - 経営の合理化、近代化
 - 販路拡大対策
- (6) 保護機能としての環境利用
 - 農業者の育成
 - 農業者の育成
 - 農業者の育成

- (4) まち四季の花と緑の確保
 - 緑の生産奨励
 - 苗木の生産と供給
 - 民間緑化
 - 公共緑化
 - 緑の保全
- 生活の保障と社会参加
 - 就業奨励
 - 社会参加
 - 教育、相談の充実

3. 連帯して築く、心のふれあいの豊かなまち

- (1) 地域コミュニティの形成
 - 地区住民組織の育成
 - 自治、自主団体の育成
 - 地区自治会、自治会連合会の建設
 - 町、自治会連合会建設の推進
 - コミュニティ形成の推進
- (2) 住宅対策
 - 住環境の整備
 - 住宅づくりの指導
- (3) 消費者の保護と生活供給
 - 生活物資の安定供給
 - 生活物資の安定供給
 - 生活物資の安定供給
- (4) 児童福祉と青少年の健全育成
 - 健康の保持
 - 児童福祉
 - 青少年の健全育成

- (7) 高齢化社会への対応と老人福祉
 - 老人健康診査の充実
 - 介護サービスの充実
 - 生活の安定
 - 就業奨励
 - 社会参加
- (8) 低所得者層の充実と
 - 生活の安定
 - 就業奨励
 - 社会参加
- (9) 勤労者福祉と
 - 就業奨励
 - 社会参加

4. 健康と安全が保障され、安心して住めるまち

- (5) 婦人の活動の保障
 - 母性の尊重
 - 健康診断の充実
 - 生活の安定
 - 婦人の活動の保障
- (5) 婦人の活動の保障
 - 母性の尊重
 - 健康診断の充実
 - 生活の安定
 - 婦人の活動の保障
- (6) 心身障害者の
 - 生活の安定
 - 就業奨励
 - 社会参加

- (1) 健康の保持と保健医療施設
 - 健康診断の充実
 - 生活の安定
 - 婦人の活動の保障
- (2) 区民の健康を守る公衆対策
 - 健康診断の充実
 - 生活の安定
 - 婦人の活動の保障

2. 緑と水の豊かな潤いのあるまち

- (1) 緑と水の豊かな潤いのあるまち
 - 河川・水路の利用
 - 河川の治水
 - 水質の浄化
 - 緑の保全
- (2) 施設整備
 - 河川敷公園の造成、整備
 - 水質の浄化
 - 緑の保全
- (3) 緑地公園の造成と整備
 - 公園・緑地の造成、整備
 - 緑地の造成、整備
 - 緑地の造成、整備

- (3) 環境対策
 - 環境対策
 - 環境対策
 - 環境対策
- (4) 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
- (5) まちの美化
 - まちの美化
 - まちの美化
 - まちの美化
- (6) まちの防災と
 - 防災対策
 - 防災対策
 - 防災対策
- (7) 地域の事情にあった防災対策
 - 防災対策
 - 防災対策
 - 防災対策

5. 交通施設のあった便利なまち

- (1) 交通対策
 - 交通対策
 - 交通対策
 - 交通対策
- (2) サイクルネットワークの整備
 - サイクルネットワーク
 - サイクルネットワーク
 - サイクルネットワーク
- (3) 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
- (4) 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
- (5) 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保
 - 交通手段の確保

6. 歴史や風土を豊かに、豊かな教育が保障され、文化の創造できるまち

- (3) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (4) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (5) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (6) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (7) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実

- (3) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (4) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (5) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (6) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
- (7) 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実
 - 教育の充実

7. 計画実現のための条件整備

- (1) 財政政策
 - 財政政策
 - 財政政策
 - 財政政策
- (2) 行政運営
 - 行政運営
 - 行政運営
 - 行政運営
- (3) 公共用地
 - 公共用地
 - 公共用地
 - 公共用地
- (4) 実施
 - 実施
 - 実施
 - 実施
- (5) 住民参加
 - 住民参加
 - 住民参加
 - 住民参加
- (6) 区民の協力
 - 区民の協力
 - 区民の協力
 - 区民の協力
- (7) 国、都などの事業促進
 - 国、都などの事業促進
 - 国、都などの事業促進
 - 国、都などの事業促進

5

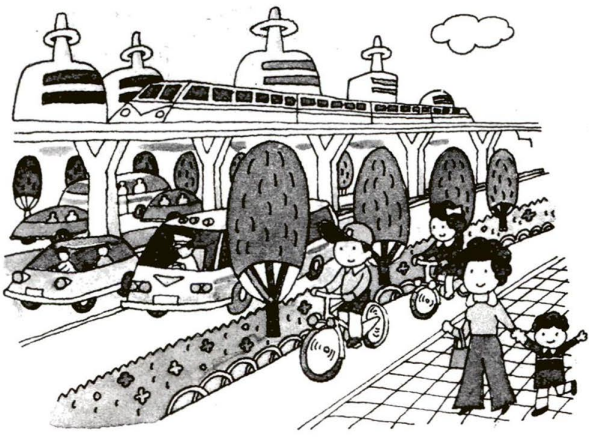
交通施設のととのつた便利なまち

区民が日常生活において、体系的に整備された交通施設の利用により、快適で便利な生活が営めるようになります。

計画事業

総合的な交通対策のための体制整備
交通計画基本調査
区内交通機関体系のあり方について調査
道路計画基本調査
道路網整備のあり方について調査

- 道路台帳の整備
(水)路台帳の整備
道路用地の確保
橋梁改良
歩道整備
道路の建設
橋梁の建設
道路の拡幅
路面側溝改良
道路用地の適正管理
区域表示
公共溝渠のふたかけ
用地処理
立体横断施設整備(歩道橋等)



- 道路照明施設整備
街路灯新設
街路灯改修
横断歩道灯設置
ガイドレール・道路反射鏡設置
カドレール設置
道路反射鏡設置
街路樹・植樹帯の整備
街路樹植樹

6

歴史や風土を愛し、豊かな教育が保障され、文化の創造できるまち



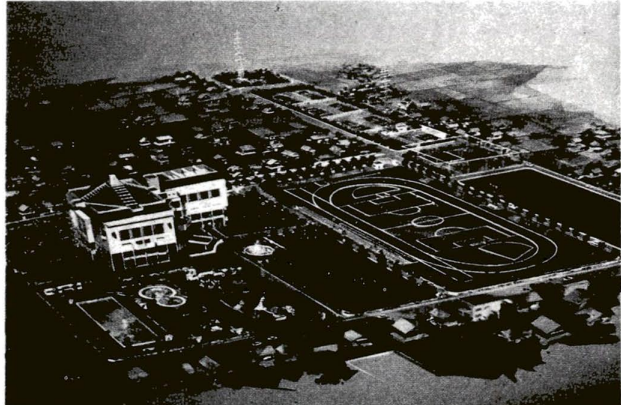
- 自転車駐車場の設置
駅前広場整備のための調査
基礎調査の実施
自転車駐車場の整備
校舎防音設備
学校植樹(校庭緑化)
学校塙改修・ネットフェンス化
学校諸施設整備
校舎窓枠改修・校庭環境整備
陶芸小屋設置その他施設の整備
教育設備・備品の充実
レスポンス・アナライザー、ラーニング・ラボラトリー等
教育用機器の導入
保健室の整備
保健室拡張
林間学園建設、整備
臨海学園建設、整備
心身障害者学級の増設、整備
新増設
施設改修
教育相談センター及び分室の設置
養護学園の整備
文化財の保護と伝統芸能の継承発展
郷土資料館の建設
遺跡・史跡公園の造成
史跡公園設置
文化施設の整備と文化活動の振興援助
総合文化センター建設
図書館建設
中央館
増築一館
地域体育館
陸上競技場
プール
児童球技場その他
地域体育・スポーツ施設の整備
野球場
テニスコート

計画事業

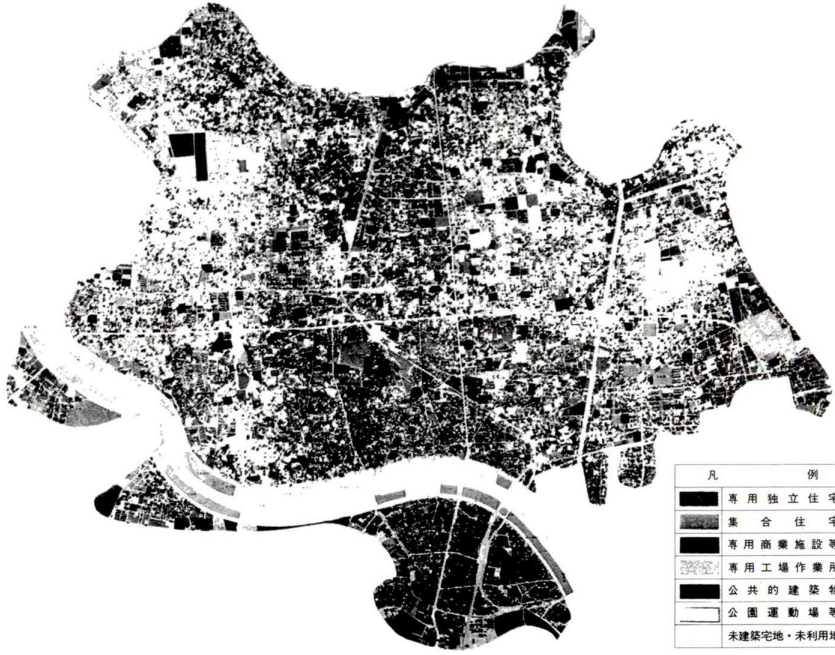
- 次代の足立区を担う子どもや青少年が健やかに育ち、すべての区民が、それぞれのライフスタイルのなかで豊かな教育を享受することができ、文化がはぐくめるようにします。
そのため、義務教育をはじめとする学校教育の整備と、教育内容の充実を図り、すべての児童・生徒の能力や個性を最大限に伸ばしていきます。
また、先人の残した歴史的遺産である文化財等の保護・保全に努めるとともに、香り高い文化を創造するため、区民の文化的、教育的環境の整備を図り、区民の自主的な学習活動を助長し、その活発化をめざします。
学校建設
新設 小学校 中学校
改築 小学校 中学校



▲大鷲神社しし舞い
▼総合スポーツセンター完成図



足立区土地利用現況図



調和のとれた都市環境をつくるために

土地利用計画

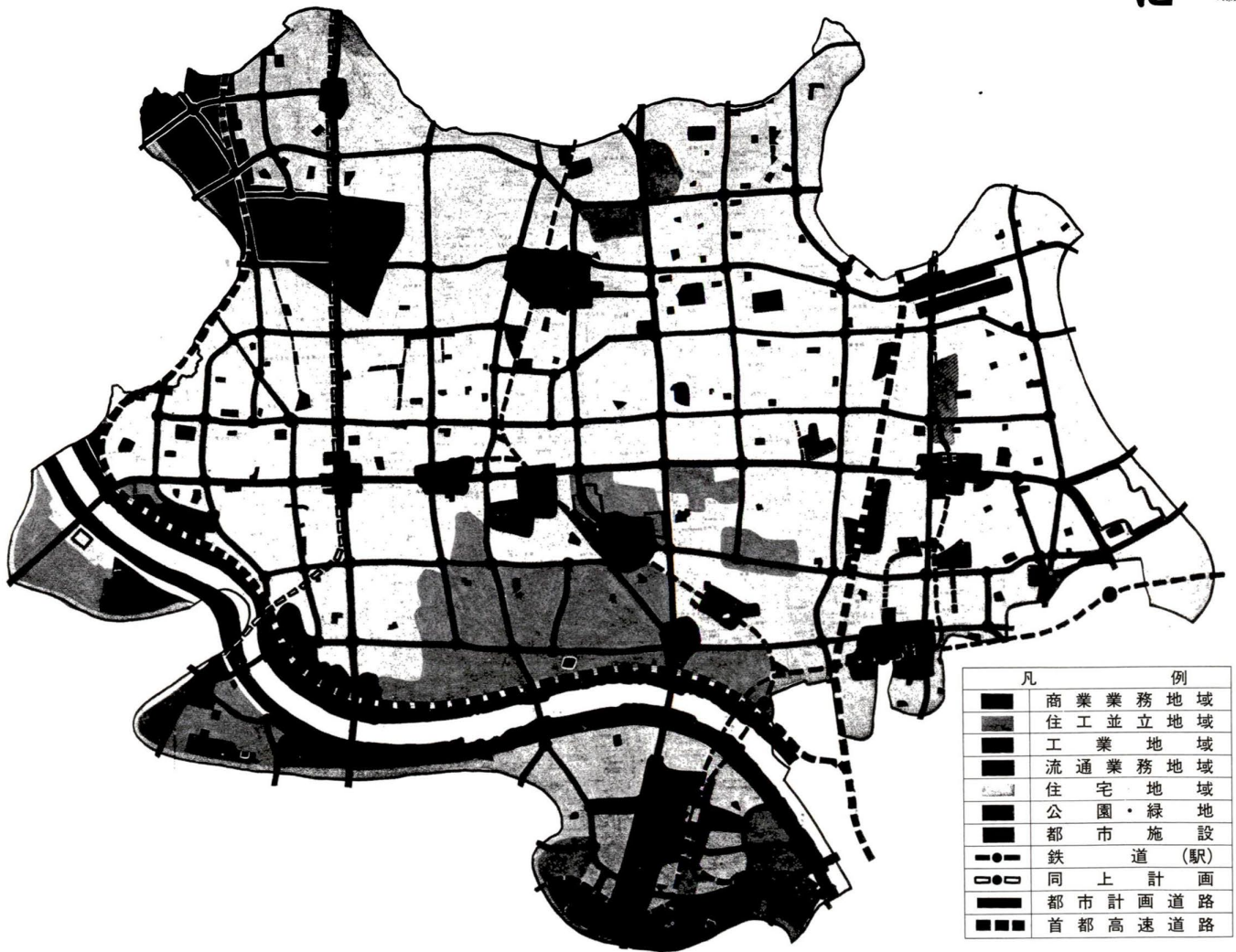
調和のとれた環境のなかで、健康と安全が保障され、利便と快適が確保される都市をつくりあげることが基本計画の目指す方向であります。このような望ましいまちづくりは、限られた土地を適切に保全し、有効に活用していかなければ達成できるものではありません。

近時における急激な都市化の進展は、周辺地域でのスプロール化、既成市街地での過密化と用途の混在など居住環境のうえから、さまざまな問題を提起しています。

土地利用計画は、区の全域における土地の総合的かつ計画的な利用を誘導しながら、同一地域内に多様な機能が無秩序に混在しないよう、また、混在することによって生ずる各種の問題点の解消を図り、良好な生活環境を確保していくとともに機能的な都市活動を保障していくこととするものです。

このため、生活環境と経済活動がそれぞれに調和しながら、発展する方向で、住環境整備を優先する居住地の設定、産業の振興を図る就業地の設定など、土地利用の目的に沿った適正配置を図り、都市計画や各種施設の配置など、具体的なまちづくり施策を決定するうえで、指針の役割をはたすものとして計画しました。

土地利用計画図



計画実現のための条件整備

地域構成設定基準

地域構成 区分	基礎住区	住区	ブロック
人口	地域による差や流動的な面があり、設定すべき性格のものでないが、平均的には1,000人～1,500人程度と想定される。	8,000人～12,000人	50,000人～60,000人
面積	地域特性により圏域に差があり、設定すべき性格のものでないが、平均的には10ha～15ha程度と想定される。	70ha～80ha (半径500m程度)	300ha～500ha (半径1km程度)
まとめ	コミュニティ形成の基礎をなし、親睦・相互扶助などふれあいを中心とした、最も身近かな地域社会としてのまとめ。	地域住民が共同行動をとる際、もっともコミュニケーションがはかられやすい単位であり、日常生活を一応完結できる地域社会としてのまとめ。	日常生活の豊かさを補完する広域的な地域社会としてのまとめ。
境界及び範囲	町・丁目境、町会、自治会などの範囲	地区幹線道路等で区分した小学校区程度の範囲	河川、鉄道、幹線道路などで区分した範囲
区域数	300～400	70	13

財政自主権の確立と財政運営の合理化

- 基礎的自治体として、区民の負担に応え、計画的行政を執行するための基礎である財政権の確立をめざし、国・都に対し積極的に働きかけをしていきます。
- 中・長期の財政計画を樹立し、財源の重点的配分と効率

的な執行を図ります。また、合理的、科学的な方式の採用等を検討し、財政運営の合理化を図っていきます。

執行体制の整備

- 事務事業の見直しを進め、不要不急事務事業の整理統合等、事務処理の簡素化、合理化を図ります。
- 事務事業の目標と執行状況

を的確に把握するため、進行管理体制を整備し、その徹底を図ります。

- 行政需要に適切に対応できる組織機構の整備を図るとともに、職員研修を充実し職員の資質向上に努めます。
- 窓口事務の効率化、能率化により区民サービスの拡大や窓口の互換性を図ります。
- 高度化、複雑化する行政需要に対応するため、プライバシーの保護について十分配慮

しながら、コンピュータの高度利用を図ります。

- 新第二庁舎建設など、老朽化した庁舎等の整備を図ります。
- 区施設名称の整理及び行政機関管轄区域の調整を図ります。
- 区民へのきこまかな情報提供と、区の諸施策への住民参加方式の制度化の検討を進めていきます。
- 国・都等の施設の積極的な誘致及び直轄事業の促進を図っていきます。

建設事業等の円滑な執行のため、土地開発公社等を設立するなど、民間資金の活用及び公共用地の先行取得を推進します。

- 土地区画整理事業の施行
- ミニ開発規制、宅地価格安定対策の推進
- 流通機構の整備、消費者物価安定対策の推進
- エネルギーと生活用水の安定供給
- 児童相談所の設置
- 法制上の女性の地位向上、母性保護基準の引き上げ、育児休業制度の充実及び育児時間の延長
- 心身障害者のための街づくり及びケア住宅、生活寮等の建設
- ナーシングホーム、老人居室付住宅の建設等老人福祉対策の推進
- 生活保護基準の引き上げと福祉手当の改善
- 医療保険制度、年金制度の充実
- 雇用機会の拡大、職業訓練の充実等就労対策の推進

3 連帯して築く心のふれあいの豊かなまち

- 高度な専門的医療を中心機能とした公的総合病院の誘致
- 休日等における急病対策の拡充
- 環境影響評価の制度化
- 救急救助体制の強化と救急医療体制の整備
- 下水道基幹施設の整備
- 警察署、交番、派出所の増設と適正配置
- 犯罪取締りの徹底とパトロールの強化
- 消防署、消防出張所の増設と適正配置及び消防力の増強

6 歴史や風土を愛し、豊かな教育が保障され文化の創造できるまち

- 公私立幼稚園就園奨励費補助の充実
- 私立幼稚園児保護者負担軽減事業の充実
- 特別区教育委員会の権限の強化
- 都立高等学校への心身障害者学級の設置
- 都立心身障害教育研究所等専門施設の誘致
- 都立高等学校の誘致と適正配置
- 大学、短大など高等教育機関の誘致
- 都立青年・スポーツ施設の誘致

国、都などへの要請

この基本計画は、区の権限や行政領域を超えたものもあり、膨大多岐にわたる国、都などの協力援助がなければ、その実現

は困難であります。そこで、基礎的自治体として主体的に事業執行ができるよう、現行行政財政制度の抜本的な改正

つぎのような事項の促進を積極的に働きかけていきます。

1 首都の生活をささえる自立するまち

- 都区機能分担の明確化及び基礎的自治体優先の事務配分と権限委譲
- 都市計画権限の拡充等、法体系の整備
- 国と地方自治体との租税配分の引き上げ
- 超過負担の解消及び補助金の整理統合、事務手続の簡素化等補助制度の改善
- 地方債制度における許可制度の撤廃、枠配分、適正事業の拡大及び良質資金の確保
- 地方交付税制度における都区合算制度の廃止及び財政需要を考慮した適正な算定
- 中小企業に対する融資制度の改善、経営指導の充実及び中小工場集団化事業の推進
- 農地に対する、固定資産税の宅地並課税制度や、相続税の猶予制度の改善

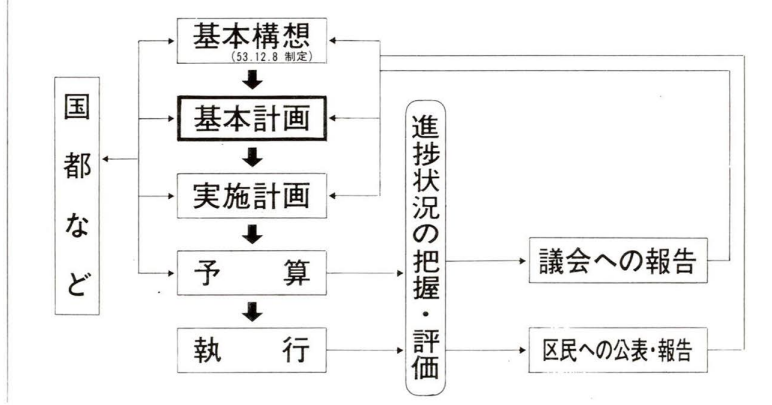
4 健康と安全が保障され安心して住めるまち

- 地下鉄七号線分岐線の誘致
- 千代田線の北綾瀬駅以北への延伸誘致
- 地下鉄八号線の早期実現
- 交通対策上の特別区の権限強化等法体系の整備
- 鉄道輸送力増強、安全確保対策の充実
- 国鉄中長距離、東武下り特急、急行電車の北千住駅停車
- 都市計画道路の早期完成

駅前広場の整備に関する鉄道事業者の費用分担、整備手法等の基準の制度化

- 自転車放置禁止、放置自転車等の処分等々の法制化
- 歴史や風土を愛し、豊かな教育が保障され文化の創造できるまち

基本計画実現のしくみ



- 河川の堤防・護岸の整備、堤防の緑化、レクリエーション施設の整備
- 荒川河川敷の中にある指定広域避難場所を分散している放流渠の一部ふたかけや架橋
- 都立江北、舎人、中川公園の早期実現と施設内容の充実
- 2 緑と水の豊かな潤いのあるまち
- 地下鉄七号線分岐線の誘致
- 千代田線の北綾瀬駅以北への延伸誘致
- 地下鉄八号線の早期実現
- 交通対策上の特別区の権限強化等法体系の整備
- 鉄道輸送力増強、安全確保対策の充実
- 国鉄中長距離、東武下り特急、急行電車の北千住駅停車
- 都市計画道路の早期完成

基本計画についてくわしく知りたい方は、企画部企画課へ
電話(八八二)一一一
内線 七〇四一七〇七



記念乗車券から転載